

社会福祉法人報徳福祉会 役員等及び評議員選任・解任委員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人報徳福祉会（以下「この法人」という。）定款第8条および第21条の規定、評議員選任・解任委員会運営細則第7条に基づき、役員（理事及び監事、顧問）及び評議員（以下「役員等」という。）、評議員選任・解任委員（以下「選任・解任委員」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 この法人は、役員等及び選任・解任委員に職務執行の対価として報酬を支給することができるることとし、賞与及び退職金は支給しない。

2 当法人職員を兼務し、給与を受給している役員等及び選任・解任委員に対しては、本規程に基づく報酬は支給しないものとする。

(出席報酬等の算定方法)

第3条 役員等及び選任・解任委員に対する出席報酬等の額は、別表1に定める。なお、同日があわせて法人の業務を行った場合であっても、第2条の報酬（費用弁償を含む）はこれを支払わないものとする。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員等及び選任・解任委員がその職務の執行に当たって負担した費用について、その費用を弁償することができる。

2 費用弁償の額は、評議員会、理事会、監事監査、評議員選任・解任委員会及び法人・施設業務のための出席については、2,000円とする。
3 費用弁償の支給方法は全て現金払いとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等及び選任・解任委員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
2 次に掲げる規程は平成29年3月31日をもって廃止する。

別表1 第3条関係（役員等及び選任・解任委員に対する報酬）

(1) 評議員

名 称	報 酉 額	費用弁償
評議員会への出席及び法人・施設業務のための出席	日額 4, 000円	日額 2, 000円

(2) 理事

名 称	報 酉 額	費用弁償
理事会への出席及び法人・施設業務のための出席	日額 4, 000円	日額 2, 000円

(3) 監事

名 称	報 酉 額	費用弁償
監事監査等への出席及び法人・施設業務のための出席	日額 4, 000円	日額 2, 000円

(4) 顧問

名 称	報 酉 額	費用弁償
理事会への出席及び法人・施設業務のための出席	日額 4, 000円	日額 2, 000円

(5) 評議員選任・解任委員

名 称	報 酉 額	費用弁償
評議員選任・解任委員会への出席及び法人・施設業務のための出席	日額 4, 000円	日額 2, 000円